

<一般委託>

大津地区空洞調査業務(一般委託)仕様書

大津地区空洞調査業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、三春・大津地区護岸背後の空洞の有無を的確に把握するものである。
2	履行期間	平成31年3月15日まで
3	施行場所	横須賀市大津町1丁目22番地先
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	海岸法
7	資格要件	①平成25年4月1日以降に、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した空洞探査車を用いた路面下空洞調査業務の契約を元請けとして締結し完了した実績があること。 ②配置技術者については、特記仕様書のとおり
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	港湾部 港湾建設課 柿澤 七海 (連絡先 046-822-8442)

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

特記仕様書

1 業務名

大津地区空洞調査業務

2 業務概要

空洞調査業務	1 式
一次調査(車道部)	1 日
解析等調査業務	1 式
空洞探査車解析	1.1 km

3 履行場所 横須賀市大津町1丁目22番地先

4 履行期間 平成31年3月15日まで

5 業務目的

本業務は、三春・大津地区護岸背後の空洞を的確に把握することを目的とする。

6 業務仕様

本業務は、「地質・土質調査業務共通仕様書（神奈川県県土整備局、平成24年8月）」の定めによるものとし、当該共通仕様書の共通編等における契約条項等は、本市の契約条項に読み替えて使用する。

なお、特記仕様書を最優先するものとする。

7 配置技術者について

- (1) 管理技術者は、業務の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（建設部門関連科目又は応用理学部門関連科目）又は建設部門）又はこれと同等以上の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語の通訳が確保できれば可）でなければならない。

8 一般事項

(1) 再発注の禁止

受託者は、印刷製本、トレース等の簡易業務以外の技術的判断を必要とする業務を第三者に請負わせてはならない。

(2) 守秘義務

受託者は、検討の実施過程で知った秘密とされている情報を第三者に漏らしてはならない。

(3) TECRIS 登録

受託者は、契約金額 100 万円以上の業務について、受注・変更・完了時に業務実績情報サービス (TECRIS) 入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(財) 日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(財) 日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- ① 受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- ② 完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- ③ 履行期間中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- ④ 変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

(4) 下検査の実施について

完了検査前に、現場代理人が立会いの上、港湾建設課の実施する下検査を受けなければならない。

(5) 業務基準面について

本業務の基準面は、東京湾平均海面-1.020mとする。

9 業務内容

空洞調査業務

一次調査

- (1) 空洞探査車を用いて、調査範囲を走行しながら連続的にレーダデータ及び探査位置情報データを取得するとともに前方・左方・右方の周辺映像を記録することとする。
- (2) レーダデータ及び探査位置情報データを分析し、全ての異常信号を検出し、検出した異常信号には信号を特定できるマークを記入する。
なお、ただちに陥没の可能性がある信号を検出した場合には、速やかに監督員に報告することとする。
- (3) 使用する探査車は、以下の性能と同等以上のものとする。
 - ①探査方式 電磁波地中レーダ方式
 - ②探査深度 1. 5 m程度
 - ③探 査 幅 2. 5 m程度
 - ④探査能力 縦 50 cm×横 50 cm×厚さ 10 cm以上の空洞が探知できるもの。
 - ⑤仕 様 回転灯・調査標識灯等を装備し、道路交通法等の関係法令を遵守していること。

なお、探査幅が条件に満たない場合には、複数回測定することで、探査幅を確保しなければならない。

解析等調査業務

解析業務

- (1) 一次調査(データ整理)
検出した異常信号について、横の長さ、路面からの深度、位置データを整理し、異常信号箇所調書を作成し、監督員に報告することとする。
- (2) 報告書作成
一次調査の結果について、調査結果を記録することとする。

10 成果品

- (1) 下記の成果品を作成し、提出すること。
・異常信号箇所調書 ・一次調査データ ・その他(監督員の指示によるもの)
- (2) 報告書は、2部作成すること。なお、ページ数によっては分冊でも良い。
- (3) 図面データは、AutoCAD2013で使用できるものとしA3で作成すること。図面の文字についてはA3で判読可能な大きさとする。
- (4) 報告書をPDFに変換し、図面のCADデータと同一CDに記録し報告書に添付すること。

11 成果に対する品質確保

発注者は、本業務終了後1年以内に調査実施範囲で陥没または空洞が確認された場合は、受注者へ協議を求める場合がある。その際、当時の調査解析の実施状況及び原因について明確な報告を求めるとともに、調査実施範囲についての再調査又は第三者による検証を実施することとし、再調査又は第三者による検証に係る費用については、受注者が負担することとする。

なお、陥没又は空洞の発生原因が、天災その他やむを得ないと認められる場合においては、この限りではない。

12 その他

- (1) 業務開始前に業務計画書を提出すること。
- (2) 業務の進捗状況等について監督員と密に連絡を取り業務が円滑に履行できるよう配慮すること。
- (3) 空洞箇所を診断する技術者は、業務開始前に診断率を提出すること。
診断率(%) = (「空洞箇所数」 / 「路面下異常信号箇所数」) × 100
空洞箇所数は、路面下空洞探査車等による路面下異常信号箇所をスコープ調査により空洞(隙間を含む)と確認された箇所数であり、路面下異常信号箇所数は、スコープ調査を実施した箇所数とする。
なお、診断率は有効数字を小数点第1位までとし、小数点第2位を四捨五入する。
- (4) 一次調査時期については、監督員と協議の上決定すること。
- (5) 一次調査結果により、重大な陥没の恐れのある空洞を診断した場合には、二次調査(スコープ調査等)を追加実施する場合がある。
- (6) 本仕様書に記載無き事項で疑義が生じた場合は、監督員と協議の上決定すること。
- (7) 本業務は、下記の基準書等を使用し、積算している。

ア 設計業務等標準積算基準書

平成30年度版

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

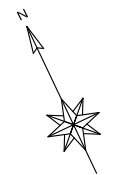
2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

調査位置図 S=1/3,000

東京湾



海辺つり公園

調査区間 L=1.1km

大津港

横須賀青果市場

横須賀青果物
商業協同組合

国道16号

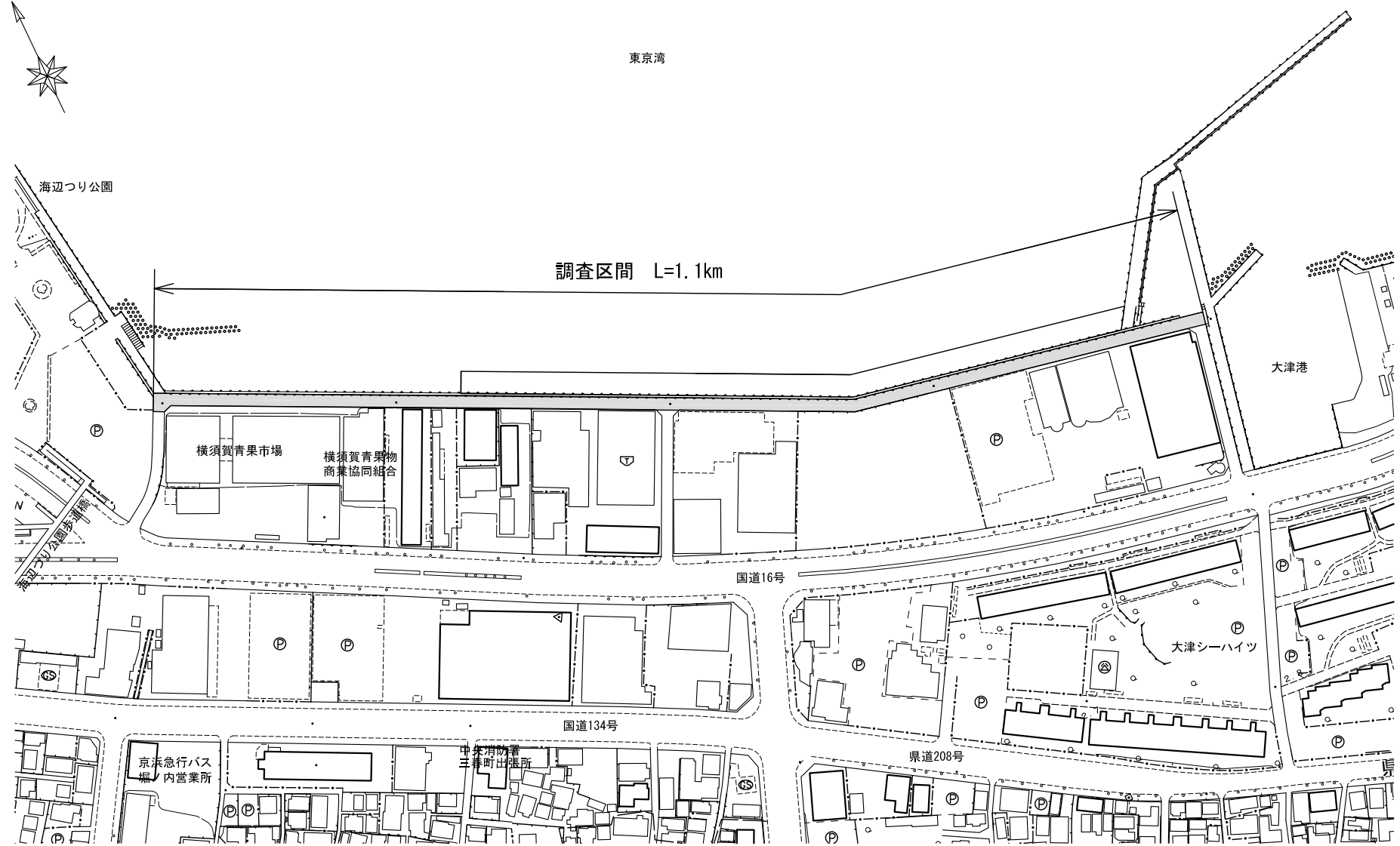
大津シーハイツ

国道134号

県道208号

京浜急行バス
堀内営業所

中央消防署
三春町出張所



平成 30 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

設 計 書 番 号	年度 30	
事 業 所 名	横須賀市港湾部	
(工 事 ・ 業 務) 名	大津地区空洞調査業務	
(工 事 ・ 業 務) 箇 所	横須賀市大津町 1 丁目 2 2 番地先	
(河 川 ・ 路 線 ・ 区 域) 名	横須賀港 (大津地区)	
単 価 採 用 地 区 名	横須賀	
事 業 区 分		
工 期	平成 31 年 03 月 15 日 まで	
設 計 金 額	(円)	
	円	
設 計 概 要		
(起 工 ・ 変 更) 理 由		

平成 30 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

<支出科目>

款	09 土木費
項	04 港湾費
目	03 港湾海岸施設整備費
節	13 委託料
細節	58 業務委託料[建設目]

<合併区分情報>

合併処理設定	しない	
	区 分 1	
	区 分 2	
	区 分 3	
	区 分 4	
	区 分 5	
	区 分 6	
	区 分 7	
	区 分 8	
	区 分 9	

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
		前回変更請負額(b2)		(d)=(b1)/(a)×(c)		
業務費						
業務価格						
消費税等相当額						

平成 30 年度 積算諸条件調書(当初)

経費等情報	設計業務	委託先/α、β		
		電子成果品作成費		
	測量業務	安全費率		
		電子成果品作成費		
	レ 地質・土質調査業務	電子成果品作成費	計上する	
		施工管理費	計上する	
	レ 地質・土質調査業務(解析)	委託先/α、β	建設コンサルタント/α=35%、β=35%	
	港湾測量業務	技術経費率		
	港湾磁気探査業務	技術経費率		
	業務委託	諸経費率		
	技術経費率			
設計業務等標準積算基準書 適用年版		平成30年7月1日適用		
資材等単価表 適用年版		平成30年10月1日基準		
積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考
	一次調査(車道部)	1	日	

(その他情報欄)

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
地質調査業務							
地質調査業務費			1	式			
直接調査費 (積み上げ分)			1	式			
空洞調査業務			1	式			第 3001 号 内訳書
電子成果品作成費 (率計上額)			1	式			
直接調査費計			1	式			
間接調査費			1	式			
旅費交通費			1	式			第 3940 号 内訳書
施工管理費 (率計上額)			1	式			
間接調査費計			1	式			
(直接調査費 + 間接調査費) 計			1	式			
諸経費			1	式			
地質調査業務価格			1	式			

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
地質調査(解析)業務							
解析等調査業務費			1	式			
直接人件費			1	式			
解析等調査業務 (直接人件費)			1	式			第 4001 号 内訳書
直接原価計			1	式			
その他原価			1	式			
一般管理費等			1	式			
地質調査 (解析) 業務価格			1	式			
合計業務価格			1	式			
消費税及び地方消費税相当額			1	式			
業務委託料			1	式			

第3001号 内訳書
空洞調査業務

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0020) 空洞調査業務	1	式			第3001号下内
合 計					

第3940号 内訳書
旅費交通費

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0020) 旅費交通費	1	式			
合 計					

第4001号 内訳書
解析等調査業務（直接人件費）

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0040) 解析等調査業務	1	式			第4001号下内
合 計					

第3001号 下位内訳書
 AMA0020 空洞調査業務

1 式 当り
 適用年版 S3010
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0010) 一次調査(車道部) 空洞探査車		日			第3001号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第4001号 下位内訳書
 AMA0040 解析等調査業務

1 式 当り
 適用年版 S3010
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0020) 計画準備	1	式			第4001号単価表
(SJ0030) 現地踏査	1.1	k m			第4002号単価表
(SJ0040) 空洞探査車解析 データ整理含む	1.1	k m			第4003号単価表
(SJ0050) 協議・報告	1	式			第4004号単価表
(SJ0060) 報告書作成	1	式			第4005号単価表
合 計					
	1	式			円/式